



国民年金保険料免除・納付猶予制度

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

保険料を未納のままにしないで
国民年金保険料免除・納付猶予制度
「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをとるようについて
保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをとるようについて
ください。

■国民年金保険料免除制度

収入の減少や失業などにより
保険料を納めることが経済的に
難しいとき、保険料の全額また
一部が免除されます。

■国民年金保険料納付猶予制度

50歳未満の方（学生以外）で、
働いていないなどの理由で生活
に余裕がない場合、保険料が猶
予されます（7月より30歳未満
から50歳未満に拡大）。

■未納のままにしておくこと

・障害や死亡といった不慮の事

態が発生すると、障害基礎年
金・遺族基礎年金が受けられ
ない場合があります。

・老齢基礎年金を将来的に受け
取れない場合があります。

■手続きについて

町民税務課国保年金係にて
手続きを行ってください。必要
書類などの詳しいお問い合わせ
は、国保年金係または「ねんき
んダイヤル（☎0570-05
-1165）」までお問い合わせ
してください。



新しい保険証に 交換手続き実施中

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

8月から使用していただく保険証への交換手続きを、国保年
金係で行っています。保険証の有効期限をご確認の上、まだ新
しい保険証をお持ちでない方は、手続きを行ってください。

毎年行う所得の判定

高齢者（70歳以上75歳未満）
については、毎年8月1日現在
の世帯員の前年の所得を判定し
て、医療費の負担割合が決まり
ます。

町では、高齢受給者証を兼ね
る保険証を発行しています。

○一部負担が1割・2割の方

【低所得Ⅰ】

同一世帯の世帯主および国保
被保険者が住民税非課税の方

【低所得Ⅱ】

同一世帯の世帯主および国保
被保険者が住民税非課税で、所
得が一定基準に満たない方

【一般】

一定以上所得者にも住民税非
課税にもあてはまらない方

○一部負担が3割の方

同一世帯に住民税の課税所得
が145万円以上の70歳以上75
歳未満の国保被保険者がいる方

※ただし、対象者が2人以上い
る場合の収入の合計が520
万円以上、1人の場合は38
3万円以上にならない方は、
申請により1割または2割負
担になります。

28年度の申請受付開始

「標準負担額減額認定証」
「限度額適用・標準負担額減額
認定証」「限度額適用認定証」
の交付申請を受け付けます。交
付を受けると、入院時の食事代
の負担軽減や、医療費の自己負
担限度額を下げることでできま
す。詳しくはご相談ください。

臓器提供意思表示欄

保険証裏面に臓器提供意思表
示欄が設けられています。記入
は任意ですが、記入した場合は
保険証台紙に付いている臓器提
供意思表示保護シールを貼り付
けてください。

旭日単光章を受章

故 砂明利 優さん
(小池6)

砂明利さんは町議会議員のほか、
各種団体の委員として長年地域の
ために尽力し、町の発展に多大なる
貢献をされました。その功績を称え
られ、このたび旭日単光章を授与さ
れました。

【主な経歴】

- 町議会議員
- 町議会議長
- 町農業委員会委員
- 町監査委員
- 芝山町青少年相談員連絡協議会
会長
- 成田用水土地改良区高谷川下流
管理工区長

平成28年度山武郡市合同防災訓練に 参加しましょう

☎ 総務課 行政係 ☎77-3903

町では、いつか来る災害に備え「シェイクアウト訓練」を行います。自分や家族を守るため、積極的なご参加をお願いします。

■訓練日時 9月1日(木)午前10時開始

- ・9月1日に実施できない場合は、ご都合の良い日時に実施いただいてもかまいません。その際は、各団体などで開始時間を決めて実施をお願いします。

■訓練内容 シェイクアウト訓練 (一斉行動訓練)

- ・揺れから身を守る一斉行動訓練を実施します。

■実施時間 午前10時からおおむね1分間

- ・訓練当日の午前10時に、防災行政無線で訓練

開始の合図をします。合図がうまく受け取れなかった場合でも、訓練の実施をお願いします。

■実施区域 芝山町全域

■訓練場所 それぞれの自宅・職場・学校など

■想定災害 芝山町で震度6強の地震が発生

■留意点

- ・自動車、自転車、歩行などの移動時は、安全管理のため、訓練を行わないでください。
- ・地震、風水害などの発生による本部体制の設置およびこれと同等の重大な事態が生じた場合は、訓練を中止します。

シェイクアウト訓練とは

シェイクアウト訓練は、2008年に始まった新しい形の地震防災訓練です。訓練方法はシンプルで、指定された日時に、特定の会場に集まることなく、各家庭、職場、学校、外出先などそれぞれの場所で、参加者が地震から身を守る

ための『3つの安全確保行動』を約1分間行います。地震による人的被害の多くは、揺れによる家具の転倒、落下物による負傷などです。それらの被害から身を守る有効な手段である『3つの安全確保行動』を身につけるための訓練です。

訓練内容

1. 身の安全の確保

訓練開始の合図を機に、各家庭、職場、学校、外出先などそれぞれの場所で約1分間、①姿勢を低くし②体や頭を守り③動かない、といった、揺れが収まるまでの身の安全を守る『3つの安全確保行動』を行っていただきます。

【身を守る3つの安全確保行動】



2. 防災対策の再確認

上記の行動後、家庭や職場など、それぞれの場

所で建物や建物周辺の環境の点検や家具などの転倒・落下防止の確認を行うなど、下記の防災対策の再確認をお願いします。

【家庭・地域・職場などにおける防災対策の確認事項】

- (1)災害情報の入手方法や避難所など、町の防災情報を確認しましょう。
- (2)上部からの落下物や家具の転倒がない安全な場所を確認しましょう。
- (3)家庭、学校、事業所などの備蓄を点検しましょう。
- (4)家族などとの連絡手段を確認しましょう（災害伝言ダイヤル171など）。
- (5)家具の転倒防止や照明の落下防止など、家や会社の安全を点検しましょう。

芝山町シェイクアウト訓練は『効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議 (ShakeOut 提唱会議)』の認定を受けて実施します

